

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部文化財保護 No.002

処 分 名	資料館入館の禁止等
処 分 の 概 要	春日部市郷土資料館の入館の禁止をすることがあります。
根拠条例等・条項	春日部市郷土資料館条例（平成 17 年条例第 194 号）第 11 条 春日部市郷土資料館条例施行規則（遵守事項） （平成 17 年教育委員会規則第 11 条）
処 分 基 準	◎春日部市郷土資料館の入館の禁止は、次に該当する場合です。 （1）資料館内の秩序を乱し、若しくは乱す恐れがあるとき。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/shisetsu-annai/category_search/kyouiku/kyodoshiryokan/annai.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市郷土資料館条例

(入館の禁止等)

第 11 条 教育委員会は、資料館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

■春日部市郷土資料館条例施行規則

(遵守事項)

第 11 条 教育委員会は、資料館の入館者の遵守事項を定め、資料館の管理上必要があるときは、入館者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。